

特定非営利活動法人熊本県トライアスロン連合（KTU）細則

第1条 はじめに

本細則は、定款第54条（この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、**会長**がこれを定める。）に基づき定めるものである。

第2条 細則の目的

- （1） 本細則はKTUの日常業務を円滑に進めるためのものであり、KTU内部にのみ適用される。
- （2） 運用の中で明らかになった不具合については、事務局会議で協議し、会長の承認を経て変更する。変更後は理事会へ報告する。
- （3） 理事会への報告は書面又は電磁的方法も可とする。

第3条 会員の入会及び退会について

会員の入会及び退会は定款第6条から第11条のとおりとする。

入会申込み、退会届は基本的に従来の方法を引き継ぎながら、可能な限り電磁的方法に切り替えていく。

入会申込書の書面は特に型を定めない。JTU会員カード発行に必要な事項（氏名、住所等々）が記載してあれば可とする。

退会届も同様に書面は特に型を定めない。

第4条 事務局会議について

この法人の事務を処理するため、定款第31条の定めにより事務局を設ける。

又、必要に応じて、定款第19条の定めにより職員を配置する。

以下により事務局会議を運営する。

- （1） 本会議はKTU運営の基本となるものであり、原則として毎月1回開催する。
- （2） 会議を構成する事務局員は、必要に応じ会長が選出する。
- （3） 会議は事務局長が招集し、諸課題について討議を進める。
- （4） 事務局員は、新たな議題を提起する場合は、事前に事務局長へ申し出る。
- （5） 事務局会議での討議内容は、議事録を作成し保存していく。
事務局長が事務局員の中から書記を指名する。

第5条 監査業務について

定款第14条6項の定めにより、監事は監査結果によっては総会、所轄庁への報告を行う必要が生じる。又、案件次第では総会、理事会の招集を行う場合も生じる。

法人化に伴い監事の役割が重要になっており、的確な監査業務を実施していく。

第6条 天草トライアスロン大会について

- (1) K T Uが主催する県内唯一のトライアスロン大会であり、大会の成功に向けてK T Uが総力を挙げて取り組むべきものである。
- (2) 大会は実行委員会形式で運営される。
- (3) K T Uから大会実行委員会、および大会事務局へ必要な人員を派遣する。
- (4) 大会実行委員長は、2019年まではK T U会長が自動的に就任していたが、天草大会の規約変更に伴い2020年からは大会実行委員間の互選となった。
- (5) 天草市内に常設の大会事務所を設け、大会運営に必要な業務を行う。
- (6) 今後の新たな目標として、ジュニア大会の創設、定着、拡大を目指す。

第7条 専門委員会について

定款第31条9項の定めにより理事会の承認を得て専門委員会を設置し、それぞれ委員長と若干名の委員を置く。

- (1) 天草委員会
細則第6条の定める天草トライアスロン大会の充実、発展に向けて議論を進めていく。
- (2) 総務委員会
K T Uが適正に運営できるよう、事務局長と連携しながら次の業務を行う。
 - ① 適切な文書管理を行う。
 - ② 機器や物品の管理を行う。
 - ③ 総会、理事会の運営や議事録等の書類を作成する。
 - ④ K T U内行事の企画・運営を行う。
 - ⑤ K T U内外への広報活動を行う。
- (3) 審判委員会
大会運営における審判技術向上のため、以下の取り組みを行う。
 - ① J T U公認審判員獲得(第2種・第3種)に向け勉強会を開催する。
 - ② 第3種審判員の第2種、第1種へのレベルアップを進める。
 - ③ 各種大会への審判員の派遣を積極的に進める。
 - ④ 審判技術向上のため競技規則説明会、審判実技会を開催する。
 - ⑤ 一般会員へ向けて、審判技術情報の提供および新技術の紹介を行う。
 - ⑥ 審判員情報の管理を行う。
- (4) 強化委員会
国民体育大会において優秀な成績を収めるため、競技力の強化を目指し以下の取り組みを行う。
 - ① 国体候補選手の強化に向けた練習会、合宿を計画し実施する。
 - ② 毎年開催される認定記録会を主導する。
 - ③ 指導者の養成と資質向上を目的とした研修等を開催する。

(5) 普及委員会

トライアスロンの普及、拡大のため基礎練習の実施、競技形式による練習会を実施する。
体力、技術力を向上させつつ、長期的には国体選手に育つよう、以下の項目を取り組む。

- ① ジュニアを対象にした育成活動を強化する。
- ② 初心者を対象にした育成活動を強化する。
- ③ ジュニア選手の身体の発達や競技レベルを理解したうえで、正しく指導できる指導者を育成する。

第8条 会計・財政活動について

- (1) 会計の透明化を一層進める。
- (2) 法人化のメリットを生かして、積極的な財源確保に努める。
- (3) 法人化後の新たな課題として、KTU会計と天草大会会計の整合を図る。
- (4) 総会の議決を経た予算以外の支出については、その都度事務局会議で協議の上、会長の承認を経て適切に処理する。
- (5) 法人化に伴う熊本県等への提出文書作成を主導する。

第9条 会議に伴う日当・交通費について

自宅から会議場所への移動距離に応じて以下の日当・交通費を支払う。

- (1) KTU主催の会議

① 0～30km未満	500円
② 30km以上	1000円
③ 自宅等からのオンライン参加	500円
- (2) 県スポーツ協会主催の会議

① 日当・交通費	1000円
② 自宅等からのオンライン参加	500円
- (3) 九州ブロック協議会主催の会議

① 日当・交通費	3000円
② 自宅等からのオンライン参加	500円
- (4) JTU本部主催の会議

① 会議は東京で開催される。旅費、宿泊費はJTU本部が支払う。	
② 自宅等からのオンライン参加	500円
- (5) 天草大会関連の会議等

① 交通費は天草大会事務局が支払う。	
② 自宅等からのオンライン参加	500円

第10条 国体選手の選出について

国体選手の選出は、下記の方法により事務局会議で選考し、理事会の承認を得て熊本県代表選手とする。

- (1) 男女とも天草宝島国際トライアスロン大会（以下、天草大会とする）エリートにおいて上位各2名を代表として選考する。
- (2) 男女ともエリートレースへの参加選手が1名の場合は、エイジ部門の県内1位の選手を選考する。
- (3) 天草大会に出場を希望する選手は各県いずれかの認定記録会及びドラフティング講習会の受講を必須とする。
- (4) 天災により天草大会の開催が中止となった場合、他の大会を代替選考レースとし男女とも上位各2名を代表とし選考する。
- (5) (1)、(4)の開催が困難な場合は、熊本県トライアスロン連合で独自の選考会を開催し各々2名の代表選手を選考するものとする。
- (6) (5)の「開催が困難な場合は、理事会において直近の実力、過去の実績、認定記録会の結果等を参考とし総合的かつ、本国体で実力を発揮出来る可能性のある選手を選考する。
- (7) 補欠選手は、男女とも各選考会の3位以降の選手とする。
- (8) J T Uエリートポイントランキング上位5位以内の選手は理事会に諮り選考する。

第11条 国体に出場する監督、選手の派遣費用について

必要経費以外の費用については、開催される県などの諸状況に応じ、公的な資金の用途として社会通念上適切と認められる経費を、事務局会議で協議の上、会長の承認を経て決定する。

協議対象はバイク輸送代金、高速代金、ガソリン代金、レンタカー代金、駐車場代金、昼食費、九州ブロック懇親会費等である。

第12条 役員報酬について

役員報酬は当分の間無報酬とする。

但し、財政状況を判断して、社会通念上適切と思われる額を支払う場合もある。その際は事務局会議で協議の上、会長の承認を経て決定する。

第13条 諸手当について

- (1) 事務局長に年額 60,000円支払う。併せて通信費として18,000円支払う。
- (2) 会計担当に年額 60,000円支払う。併せて通信費として18,000円支払う。
- (3) その他の役員については、必要に応じて、社会通念上適切と思われる額を事務局会議で協議の上、会長の承認を経て決定する。

第14条 新たな大会の創設について

県下全域（天草地区を除く）を対象に、大会開催が可能なコース（エリア）を探る取り組み

である。今年度は10人の事務局員を5班構成にして、各班1コース、計5コースを探る活動を実施中。甲佐町に有力なコースがあり、甲佐町役場に提案中である。

次年度以降も継続して取り組む。

第15条 関係団体等への役員派遣について、以下の団体へ役員を派遣する。

- (1) J T U本部
- (2) 熊本県スポーツ協会
- (3) 九州トライアスロン協議会
- (4) 熊本市スポーツ協会
- (5) 熊本市トライアスロン協会
- (6) 天草トライアスロン大会実行委員会
- (7) 天草市スポーツ協会
- (8) 天草市トライアスロン協会
- (9) その他

第16条 その他

- (1) 役員、理事は常に会員拡大を念頭に置いておく。
- (2) 協賛企業の確保も同様である。

附 則

- (1) この細則は2020年（令和2年）11月9日より施行する。
- (2) 熊本県トライアスロン連合（K T U）のあゆみ
 - ① 1987年（昭和62年） 3月 九州トライアスロン協議会発足
 - ② 同上 3月 熊本トライアスロン協議会発足
 - ③ 同上 4月 日本トライアスロン協会発足
 - ④ 1993年（平成5年） 4月 熊本トライアスロン協会発足
 - ⑤ 1994年（平成6年） 4月 日本トライアスロン連合（J T U）発足
 - ⑥ 同上 4月 熊本県トライアスロン連合発足
 - ⑦ 2020年（令和2年） 11月 熊本県トライアスロン連合解散
 - ⑧ 同上 11月 N P O法人熊本県トライアスロン連合発足

改訂履歴

令和3年6月20日 第1条 理事長 ⇒ 会長がこれを定める へ変更